

## 広島県公安委員会告示第 68 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 10 月 14 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
1 P09 83	告示の日 (令和 3 年 10 月 14 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P とある科学の超 電磁砲 F S B	株式会社藤商事 代表取締役 井上 孝司 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目 1 番 4 号)	左同
1 P09 25	同上	同上	P デビルメイクラ イフォー 2 M D	株式会社メーシー 代表取締役 湯澤 哲 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティア ビル A 棟)	左同
1 S11 63	同上	回胴式遊 技機	S / パーサスリヴ ァイズ / H S	株式会社エレコ 代表取締役 田中 敬幸 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティア ビル A 棟)	左同